入札説明書

令和８年札幌市告示第 2867 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日　令和８年７月 17 日

２　契約担当部局

〒006-0835　札幌市手稲区曙５条５丁目２番１号　手稲区土木センター
札幌市手稲区土木部維持管理課事務係　電話（011）681－4011　FAX（011）681-4937
メールアドレス　te.doboku@city.sapporo.jp

３　入札に付する事項

⑴　調達件名

手稲駅自由通路で使用する電力

⑵　調達件名の特質等　仕様書による。

⑶　調達期間　令和８年 10 月１日から令和９年９月 30 日まで

⑷　予定使用電力量及び需要場所

262,225 kWh

需要場所は、仕様書別記一覧のとおり

⑸　入札方法

総価で入札に付する。入札金額は、仕様書等に示した契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額の単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書（別紙 1）に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

4　入札参加資格

⑵　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　令和 8～令和 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「電力業」に登録されている者であること。

⑶　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第３号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

⑷　本公告に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。

⑸　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑹　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑺　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑻　札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱（令和３年３月 29 日環境局長決裁）別表（第４条関係）の環境配慮評価基準に適合する者であること。

5　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記２に同じ。

⑵　入札書の受領期限

令和 8 年 8 月 4 日（火）16 時 30 分（送付の場合は必着のこと。）

⑶　入札書の提出方法

ア　入札書は別紙１の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 8 年 8 月 5 日 10 時 00 分開札　手稲駅自由通路で使用する電力の入札書在中」の旨を記載し、上記２宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ　送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 8 年 8 月 5 日 10 時 00 分開札手稲駅自由通路で使用する電力の入札書在中」の旨を記載し、上記２宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑷　本件の仕様書に対する質問

ア　質問の提出方法

書面による持参、送付、又は電子メールにより提出すること。

イ　質問の提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和８年７月 24 日（金）15 時 30 分までの間に提出すること。

ウ　質問に対する回答

質問を受理した日の翌日以降、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

⑸　入札の無効

ア　本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　入札参加資格要件の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

⑹　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

⑺　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書とともに委任状（別紙 2）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑻　開札の日時及び場所

日時　令和８年８月５日（水）10 時 00 分

場所　手稲区土木センター第１会議室（札幌市手稲区曙５条５丁目１番１号）

⑼　開札

ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

6　その他

⑴　入札保証金　免除

⑵　契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、落札金額（仕様書別記一覧に示した契約電力及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して５日後(５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

⑶　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、下記の書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務)」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

①　電力供給誓約書（別紙 3）

② 接続供給契約に関する証明書（契約書の写しなど。）

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑷ 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

⑸ 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑹ 契約方法

落札者が入札において提示した月単位の基本料金及び電力量料金の単価で契約する。

⑺ 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑻ 契約条項 別紙４のとおり

以 上